

令和3年度 保育所(園)・認定こども園の入所手続きのご案内

令和3年4月から保育所(園)・認定こども園での保育を希望される方の受付を次のとおり実施します。

1 保育の必要性の認定

保育所(園)は、保護者が働いているなどの理由により、日中家庭で保育することができない保護者にかわってお子さんを保育するところです。

① 保育を必要とする事由

○ 就労	保護者が就労しており同居親族も保育できない。
○ 妊娠・出産	健康な状態の場合、産前産後8週
○ 保護者の疾病、障がい	保護者が病気やけがをしている。または心身の障がいがある。
○ 同居家族の介護・看護	同居または長期入院している親族を常時介護・看護する必要がある。
○ 求職活動	日中、求職活動や起業活動にあたる。
○ 家庭の災害	災害のため、その復旧にあたる間保育ができない。
○ 就学、技能習得	日中、就学や技能習得で学校等に通う。(趣味や通信教育等は除く)
○ 上記以外	その他上記以外の特別な事情により保育できない。

② 保育必要量(保育施設・事業を利用できる時間)

- 保護者の保育を必要とする事由や就労時間等により、保育必要量の認定を行います。
- 保育必要量には、「保育標準時間」と「保育短時間」の2種類があり、保育標準時間の認定を受けた場合は1日に最大11時間、保育短時間の認定を受けた場合は1日に最大8時間、保育施設・事業を利用する

2 入所手続きに必要な書類

① 支給認定申請書 兼 入園申込書 入所希望児童ごとに1枚

② 保育が必要な状況を証明する書類

保護者等家族の就労証明書
就労以外の保育認定事由の場合は書類が異なります。

③ 保育料算定のための書類

- 令和2年1月1日以前から門川町に住居登録のある方
算定基準が市町村民税となるので源泉徴収票、確定申告書の写しは不要です。
- 令和2年1月1日に門川町以外で住民登録していた方

添付書類	発行先
令和2年度住民税課税証明書または非課税証明書 (町民税所得割額のわかるもの)	令和2年1月1日に、住民登録のあった自治体

3 受付期間

- 令和2年11月9日(月)～令和2年12月25日(金)

4 書類配布場所及び提出先

- 門川町役場福祉課及び各園にて11月2日(月)より配布します。
- 新規入所希望の方、転園を希望されている方は、門川町役場 福祉課 子育て支援係まで提出してください。
- 継続入所の方は、通園されている園に提出してください。
- 認定こども園が第一希望の方は、直接認定こども園へ提出してください。

門川町内の保育所(園)・認定こども園

事業所名	所在地	電話番号	
保育所(園)	平城保育所	門川町平城西14番2	63-3204
	草川保育園	門川町庵川西1丁目69番地	63-0731
認定こども園	にじのね	門川町栄ヶ丘1丁目1番地5	63-1347
	南町保育園	門川町南ヶ丘2丁目20番地	63-4105
	いすず保育園	門川町大字門川尾末2276番地2	68-0101
	きぼうの森こども園	門川町大字門川尾末8600番地64	63-1149
	栄ヶ丘幼稚園	門川町宮ヶ原4丁目35番地	63-1400

※ ここに掲載されている内容は、令和2年11月時点での予定です。

※ 保育を必要とする事由を総合的に審査し、優先度の高い方から各園の受入可能数の範囲内で入所を決定します。

※ 申し込みに必要な書類が提出されないときは、入所(園)を認めない場合や、取り消す場合がありますので、提出できない理由等を事前に福祉課にご相談ください。

※ 詳細は「門川町認可保育所・認定こども園入所申込の手引き(令和3年度)」にてご確認ください。

<問い合わせ>
門川町役場 福祉課 子育て支援係
電話 0982-63-1140 内線 251